

シニアリーグ 試合中止細則

2025.8.8 制定

I. 両チームの責任でない場合

- 1) 試合がいずれかのチームの責任なき事由により、試合開始前に開催不能または中止となった場合は原則【再試合】とする。
- 2) 試合がいずれかのチームの責任なき事由により、試合開始後に開催不能または中止となった場合は下記の取り扱いに準ずる。
 - ① 試合経過時間が70%以上であれば、それまでの結果で【試合成立】とする。
 - ② 試合経過時間が70%未満であれば、【再試合】とする。
- 3) 試合途中に落雷等、チームに責任なき事由による中断は10分を目安とする。
- 4) 再試合の場合は日時、試合会場、派遣審判員、試合管理者、当該チームと協議のうえ常任委員会執行部で新たに設定することができる。
また、当該チームは新たに選手メンバー登録などができる。
- 5) 当該チームの合意のもとに止むを得ない事情により【再試合】の開催が不可能な場合は試合経過時間が70%未満であれば、試合は【引き分け】とする。
- 6) 当該試合中に出された警告、退場及び退席処分は、再試合実施及び再試合を行わない場合も含めて全て有効とする。
【チームの責任なき事由】：落雷、豪雨、豪雪等の荒天、天災地変、会場使用不可、熱中症対策、救急搬送等の事件事故他)

II. チームに責任がある場合

- ・ 試合が一方のチームあるいは、両チームの責任における事由により不成立または中止となった場合は下記に準ずる。

【不成立の場合】

- ・ 試合開始時に選手が7名以下の場合は不戦敗とする。(得失点は0-3とする。)(シニア委員会規約の通り)
- ・ 当該チームの処分等はシニア委員会規約に従い常任委員会執行部にて協議のうえ決定する。

【試合途中中止の場合】

- ・ 試合途中に選手が7名以下になった場合、当該チームを不戦敗とする。(得失点は中止となった時点のスコアに不戦勝となるチームへ3点加算する。)
- ・ 当該チームの処分等はシニア委員会規約に従い常任委員会執行部にて協議のうえ決定する。
- ・ 当該試合中に出された警告、退場および退席処分はすべて有効とする。

III. 警告退場処分による出場停止カウント

- ・両チームの責任でない場合は、算入（カウント）して有効とする。
- ・チームに責任がある場合は、責任あるチームおよび選手に対しては、算入（カウント）しないものとする。

IV. 試合中止の手順と連絡

- ・荒天や会場が使用出来ない場合は、原則、当該試合担当の試合管理者が開催可否を決定する。
- ・同上試合管理者は当該試合チームにその旨を通知及び連絡する。
- ・当該チームは、通知にタイムラグがある場合は、試合会場へ向かう事とする。

V. 経費等の取扱について

試合開始前または試合途中で中止となった試合の場合、実務に着手した主審審判員及び試合管理者には、謝礼と交通費を全額支給する。

VI. その他

- 1) 本細則に定めのない事項については常任委員会執行部にて取り決めるものとする。
- 2) その他

以上